明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委八）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　九
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会落札者等関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　三
会社その他
会社決算公告

規　則

○国家公安委員会規則第八号

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の五第二項及び第六条の六第三項並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十四年六月二十一日　国家公安委員会委員長　松原　仁

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正）

第一条　少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（還付等公告）」に改め、同条第一項中「の規定により準用する」を「において準用する」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、「関する公告」の下に「及び法第六条の五第二項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条の規定による交付又は複写に関する公告」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の交付又は複写に関する公告を行う場合には、同項各号に掲げる事項のほか、交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項をも掲示するものとする。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第3条関係）」に、「捜索・差押え等の実施の有無」を「捜索・差押えの実施の有無」に改める。

（犯罪捜査規範の一部改正）

第二条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　捜索、差押および検証」を「第六章　捜索・差押え等」に、「第三節　差押（第百五十一条―第百五十四条）」を「第三節　差押え及び記録命令付差押え（第百五十一条―第百五十四条の二）」に改める。

第百一条の次に次の一条を加える。

（保全要請）

第百一条の二　刑訴法第百九十七条第三項の規定による通信履歴の電磁的記録を消去しないことの求め及び当該求めの取消し並びに同条第四項の規定による期間の延長をするときは、警察本部長又は警察署長の指揮を受けて行わなければならない。

2　通信履歴の電磁的記録を消去しないことの求め及び当該求めの取消し並びに期間の延長は、司法警察員たる警察官が行わなければならない。

第百九条第一項中「または」を「又は」に、「当つては」を「当たつては」に、「提出せしめた」を「提出させた」に改め、同条第二項中「領置した場合」の下に「（次項に規定する場合に該当する場合を除く。）」を加え、「または」を「又は」に改め、同項の次に次の一項を加える。